

## 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」に係る剪定等について

### 1 維持管理の対応

倒木等の危険、通行障害、家屋等構造物接触、隣地越境、電線接触、危険樹高等に対して、維持管理の対応を行っています。

#### (1) 職員による対応

令和7年4月1日から9月30日まで、主に参道清掃等の管理を14回行いました。

#### (2) 業者による対応

令和7年度中に、「鶴嶺八幡宮参道及び松並木剪定業務委託」を実施し、20本の松を剪定予定です（詳細は【資料1-1】を参照）。

対象としては、昨年度実施できなかった木のほか、主に隣地越境している木を選定しています。加えて、隣地越境している木のうち、高さのあるものや枝が電線に接触している場合はその部分も併せて剪定を行う予定です。

### 2 保存に影響を及ぼす行為等への対応

#### (1) 令和6年10月28日に発生した交通事故による松の損傷について

鶴嶺八幡宮参道にて発生した交通事故（単独事故）による被害は、街路灯及び街路灯倒壊に伴う松の一部損傷です。被害のあった松は、東側No.68です。

⇒倒壊した街路灯の復旧について、8月18日から8月26日に工事が行われ、正常に復旧しました。被害にあった東側No.68の松について、枯れ等の悪影響は出ていません。

#### 【経過】

令和6年

10月28日 午後7時頃 事故発生

10月29日 朝、市道路管理課より報告を受け、状況確認のため事故現場へ向かう。確認後、緒方委員へ連絡。また、事故当事者へ連絡し、来庁するよう依頼する。

11月5日 事故当事者が来庁。今後の対応について説明し、「損傷届」及び「顛末書」を速やかに提出していただくよう求めた。

11月14日 事故当事者が「損傷届」及び「顛末書」を提出。

同日、街路灯復旧を行う工事業者が来庁。倒壊した街路灯の復旧には、街路灯基礎を確認するための試掘工事、本復旧工事の計2回工事を行うとの説明があった。工事業者に対しては、それぞれの工事を行う前に、社会教育課へ「現状変更許可申請書」及び「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出するよう依頼。

12月9日 工事業者より、試掘工事に伴う「現状変更許可申請書」及び「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出されたため、同日「現状変更許可申請書」について近藤会長に専決をいただく。

令和7年

3月14日 市職員立会いのもと、試掘工事が実施される。

5月16日 工事業者より本復旧工事の現状変更等許可申請書が提出される。

5月21日 近藤会長に専決いただく。

8月18日～8月26日 本復旧工事

8月27日 工事業者より完了報告受領

